**プレミアム付商品券事業実施要領**

**1　目　的**

新型コロナウィルス感染拡大による商店等事業活動の縮小等による影響の緩和及び、地域における消費を喚起・下支えするため、本要領に定める地域振興に貢献する商店等事業者において共通して使用できるプレミアム付商品券の発行・販売等を行うことにより、感染拡大防止や苦境打破に取組む事業者を支援するとともに地域消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。

**2　商品券の発行について**

(1)　名　　称　　プレミアム付商品券

(2)　発 行 者　　呉広域商工会・呉広域商工会商業部会（共催）

(3)　発 行 額　　19,500,000円（プレミアム30％分を含む）

(4)　発行冊数　　1,500冊（1,000円券13枚綴）

　　　　　　　　 内訳：大手チェーン店・中小店共通券(1,000円券7枚)、中小店専用券(1,000円券6枚)

(5)　利用期間　　令和2年11月2日(月)～令和3年1月31日(日)

　　　　　　　　 ※上記期間以外では利用不可

(6)　利用地域　　呉市内のプレミアム付商品券取扱店舗に限る。

**3　商品券の応募・販売について**

(1)　販売価格　　10,000円（1冊1,000円券13枚綴）　※現金購入のみ

(2)　購入上限　　1人2冊（20,000円）

(3)　応募資格　　原則として呉市内の在住者又は在勤者

(4)　応募方法　 ①申込用フォーム：スマートフォン・PC等から、呉広域商工会のホームページ等に掲示

(①又は②)　　する下記QRコードにアクセスし、必要事項を入力し応募する。

　　　　　　 ②郵便はがき：「①氏名②住所③電話番号④応募資格（呉市在住者又は市内勤務地の町名）⑤希望冊数（上限2冊）」⑥購入希望場所（本所㋐・支所㋑～㋖　※(9)販売場所を参照）を記入の上、郵送にて応募する。

※なお、収集した個人情報については、本事業以外には一切使用いたしません。

(5)　応募期間　　一次：令和2年10月19日(月)～令和2年10月23日(金) （必着）

　　　　　　　　 二次：令和2年10月26日(月)～令和2年10月30日(金) （必着）

　　　　　　　　 ※発行額に達した場合は、二次募集は行わない。

(6)　抽選日　　一次：令和2年10月24日(土)

　　　　　　　 二次：令和2年10月31日(土)

　　　　　　　　　※発行額に達した場合は、二次抽選は行わない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【申込専用のQRコード】



(7)　抽選結果　　当選者に当選通知ハガキ（商品券引換券）を郵送する。

(8)　販売期間　　一次 令和2年10月26日(月)～令和2年10月30日(金) （10時～14時）

二次 令和2年11月 2 日(月)～令和2年11月 6 日(金) （10時～14時）

(9)　販売場所　 ㋐呉広域商工会　本所:呉市川尻町西1丁目1-1

㋑呉広域商工会　倉橋支所:呉市倉橋町1210-8

㋒呉広域商工会　音戸支所:呉市音戸町鰯浜1丁目3-14

㋓呉広域商工会　川尻支所:呉市川尻町西2丁目10-2

㋔呉広域商工会　安浦支所:呉市安浦町中央3丁目4-48

㋕呉広域商工会　蒲刈支所:呉市蒲刈町田戸2308-1

㋖呉広域商工会　豊支所:呉市豊町御手洗248-2（開館時間10:00～16:00）

**4 商品券取扱店舗について**

(1)　取扱店舗　　呉市内に店舗を有する呉広域商工会会員。ただし、次の①から③に該当する事業者を除く。

　　　　　　　　 ①呉広域商工会の年会費を滞納している事業者

　　　　　　　　 ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行ってい

る事業者

③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）、暴力団員

又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(2)　店舗区分　　①中小店：呉市内で運営する店舗

②大手チェーン店：呉市内で運営する店舗のうち、チェーン店（レギュラーチェーン）・　フランチャイズ店（フランチャイズチェーン）

(3)　募集期間 令和2年10月1日(木)～令和2年10月16日(金)

(4)　登 録 料　　無料

**5 商品券の利用対象**

商品券は、次の(1)～(6)を除いた物品の販売又はサービスの提供等の取引において利用可能とする。

(1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金などの公共料金等）

(2) 有価証券、商品券、ビール券、タバコ、切手、印紙等で換金性の高いものの購入

(3) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(4) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）

(5) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律に規定する営業への支払い

(6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

**6　取扱店舗の責務等**

(1) 取扱店舗であることが明確になるよう、ステッカー等を利用者が分かり易い場所に掲示すること。

(2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認すること。特に、色合いが明らかに違

う等、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速

やかに呉広域商工会へ報告すること。

(3) 商品券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店舗名を記入（ゴム印可）すること。

(4) 既に取扱店舗名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。

(5) 商品券の交換又は売買は行わないこと。

(6) 取扱店舗自らの事業上の取引（商品仕入れ等）に使用しないこと。

**7 商品券取扱いにおける注意事項**

(1) 商品券の現金化は行わないこと。

(2) 商品券の額面が利用額に満たない場合、釣銭は発生させないこと。

(3) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。

(4) 商品券の紛失又は盗難に対し、呉広域商工会はその責を負わないものであること。

**8　取扱店舗登録申請手続について**

(1) 「取扱店舗登録申請書」および「換金振込口座の預金通帳コピー（見開き1～2ページ）」を呉広域商工会へ直接提出すること。ただし、電話でも受付可能とするが、後日申請書の原本を提出すること。

※取扱店舗登録申請書は、呉広域商工会ホームページからダウンロードにて印刷するか、呉広域商工会最寄りの本所および支所で配布。

(2) 取扱店舗情報は、「商品券の使えるお店（一覧表）」として当会ＨＰにて広報予定。

(3) 申請書の提出先 :呉広域商工会本所 （プレミアム商品券事務局）

〒737-2603　呉市川尻町西1丁目1-1　　（※原本郵送）

【以下、取次および持参可】

倉橋支所:〒737-1377　呉市倉橋町1210-8

TEL/0823-53-0030　FAX/0823-53-0068

音戸支所:〒737-1203　呉市音戸町鰯浜1丁目3-14

TEL/0823-52-2281　FAX/0823-51-3965

川尻支所:〒737-2603　呉市川尻町西2丁目10-2

TEL/0823-87-2139　FAX/0823-87-5875

安浦支所:〒737-2516　呉市安浦町中央3丁目4-48

TEL/0823-84-5800　FAX/0823-84-6979

蒲刈支所: 〒737-0403　呉市蒲刈町田戸2308-1

TEL/0823-66-1055　FAX/0823-66-0160

豊支所:〒734-0302　呉市豊町御手洗248-2

TEL/0823-66-2020　FAX/0823-66-3967 【開館時間】10:00～16:00

**9　商品券の換金**

(1) 換金請求期間　令和2年11月16日(月)～令和3年2月19日(金)

　　　　　　 ※上記期間以外は換金不可

(2) 換金手数料　無料

(3) 換金手続所　呉広域商工会　（本所・支所）

(4) 持　参　物 「使用済券（店舗名の記載あり）」「換金請求書」

(5) 請求・支払　　①毎月15日請求締め後、当月末日、指定口座へ振込

②毎月末日請求締め後、翌月15日、指定口座へ振込

※　土日祝の場合は、翌営業日を締め日又は振込日とする。

**10　取扱店の取消等**

この要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消すことがある。

また、違反により損害が発生したときは、損害賠償請求をする場合がある。

＜お問い合わせ先＞

呉広域商工会本所 （プレミアム商品券事務局）

〒737-2603　呉市川尻町西1丁目1-1

TEL 0823-70-5660 FAX 0823-87-3318

Mail [kure-kouiki@hint.or.jp](mailto:kure-kouiki@hint.or.jp)